

# 青森県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

青 森 県

## 目 次

### 第1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置づけ

- 1 県の農業・農村を取り巻く状況
- 2 青森県農業・農村の基本的方向
- 3 本県の協同農業普及事業の位置づけ

### 第2 普及指導活動の課題

- 1 競争力のある経営体の育成と地域営農システムづくり
- 2 販売力のある優れた産品づくりによる産地の育成・強化
- 3 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化
- 4 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及組織の体制
- 2 普及指導員の配置
- 3 普及指導員の在任期間

### 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 研修の基本的考え方
- 2 研修の計画的な実施
- 3 研修の内容
- 4 研修の方法
- 5 調査研究活動及び研究会活動の実施
- 6 人事交流の促進
- 7 普及指導手当の適切な運用

### 第5 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 普及指導活動の重点化
- 2 普及指導計画の作成と計画的な普及指導活動の展開
- 3 普及指導員の活動方法
- 4 市町村、農業協同組合等との連携
- 5 試験研究機関、研修教育との一体的な取組の強化
- 6 民間との連携及び役割分担
- 7 研修教育の充実強化
- 8 行政施策の活用

### 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 都道府県間の連携の強化
- 2 他産業に関する指導機関との連携
- 3 農業に関する教育への協力

## 第1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置づけ

### 1 県の農業・農村を取り巻く状況

本県は食料自給率121%（平成20年度）で全国第4位と高く、さらに、米、野菜、果実、畜産物、水産物の生産バランスがとれた食料供給県であり、農林水産業は蓄積された優れた技術力や広大な農地・山・海、さらには、夏季冷涼な気象など、本県の特性を生かした優位産業である。

県では、平成16年度から、このような条件を最大限に生かす農林水産業の振興策として、消費者が求める安全、安心で良質な農林水産物やその加工品を生産し、強力に売り込んでいく販売重視の「攻めの農林水産業」を展開してきた。

これまでの取組により、国内大手量販店での県産品の取扱品目や販売金額が大幅に伸びたほか、りんごを主体とした県産農産物の輸出も増加し、さらには、産地直売施設の販売額や地産地消に協力する店舗数の数が拡大するなど、着実な成果が現れてきている。

一方、輸入農産物の増大や激化する産地間競争等による農産物価格の低迷、消費者の食品に対する安全・安心志向の高まりに加え、飼料や農業資材の高騰、地球温暖化の影響、人口減少社会への移行など新たな環境変化が生じてきている。

### 2 青森県農業・農村の基本的方向

平成21年度からの新たな「攻めの農林水産業」推進基本方針については、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、以下の6つの施策を柱として、生産から流通・販売までを結び付け、農業者のみならず地域全体の収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視する振興策と位置づけ、各種施策を展開していくこととしている。

<新たな「攻めの農林水産業」の施策>

- ①青森力の結集による販売活動の強化
- ②安全・安心で優れた青森産品づくり
- ③山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- ④農山漁村を支える多様な経営体の育成
- ⑤魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信
- ⑥農商工連携による産業づくり

### 3 本県の協同農業普及事業の位置づけ

(1) 国では、これまで取り組んできた直接農業者に接して農業経営や農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を継続するとともに、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に関する取組をさらに強化することとしている。

(2) 本県の農業は、我が国の食料自給や安全・安心な食料の供給に大きく貢献し

ているほか、県民の「食といのち」を育むという面でも重要な役割を担っており、その永続的な発展が必要である。

- (3) こうした背景を踏まえ、県は重要政策として位置づけている「攻めの農林水産業」をグレードアップさせ、農業・農村の6次産業化や「食」産業の充実強化、地域営農の企業化等の政策課題に対応していくため、人と地域を積極的に動かす攻めの普及指導活動を展開していくこととしている。
- (4) 具体的には、「競争力のある経営体の育成と地域営農システムづくり」や「販売力のある優れた産品づくりによる産地の育成・強化」などを普及指導活動の課題として、重点的に取り組んでいくこととする。
- (5) 推進体制については、22年度の組織再編で設置した農業普及振興室が県庁各課や地方独立行政法人青森県産業技術センター等と密接に連携し、生産技術指導から企業化までを結び付けた一貫支援や現場ニーズの施策への的確な反映等により、効率的で効果的な普及指導活動に努めていくものとする。
- (6) こうした普及指導活動の推進を通じて、農業者の所得向上、地域農業の振興、さらには農山漁村の活性化と地域経済の発展を図るものとする。

## 第2 普及指導活動の課題

国が「協同農業普及事業の運営に関する指針」で設定している課題と「攻めの農林水産業」推進基本方針における重点施策を踏まえ、競争力のある経営体の育成・確保と消費者視点重視の産地づくりを重点的に進めるほか、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施するため、次の事項を普及指導活動の課題とする。

### 1 競争力のある経営体の育成と地域営農システムづくり

本県の農業を支える意欲あふれる多様な担い手を育成する。

- (1) 地域農業のリード役を目指す若手農業者の育成
- (2) 農業法人への就業も視野に入れた新規学卒就農者や新規参入者などの確保・育成
- (3) 認定農業者や農業生産法人など経営感覚に優れた農業者等の育成
- (4) 集落営農組織を核とした地域営農の企業化
- (5) 女性リーダーの育成及び家族経営協定の促進等による男女共同参画の推進
- (6) 起業活動に取り組む女性農業者の育成と企業化の促進

### 2 販売力のある優れた産品づくりによる産地の育成・強化

生産体制を強化し、消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりや販売力強化に取り組む産地を育成、強化する。

- (1) 食料自給率の向上を視野に入れた戦略作物（大豆、飼料米等）の生産拡大
- (2) 「買ってもらえる産品づくり」を基本にした米や野菜、果樹、花き、畜産物等の「いいモノづくり」の強化
- (3) 資材費高騰や農業者の高齢化等に対応した低コスト化・省力化の推進

- (4) 夏季冷涼な気象など本県の特長・優位性を生かした夏秋いちごなどの新産地の育成
- (5) 農産物の品質向上と生産体制の再編、知的財産の活用等による産地力強化
- (6) 省エネルギー型のハウス栽培や地域の未利用資源を活用した「冬の農業」の拡大
- (7) 農業・農村の6次産業化及び農商工連携による付加価値の高い商品づくりと販売促進支援の強化

### 3 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化

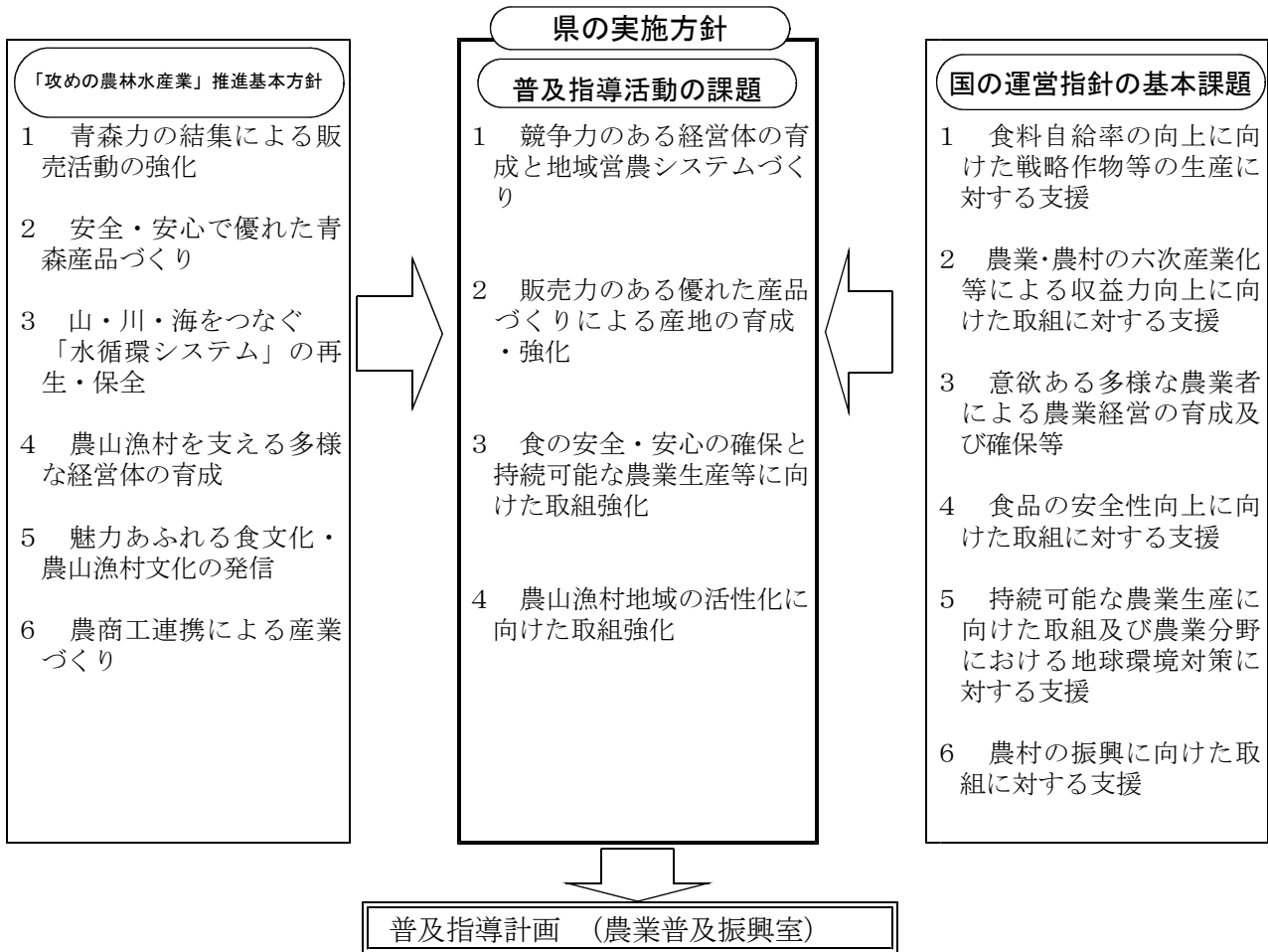
食の安全・安心を確保し、消費者と生産者との信頼関係を深める。

- (1) 安全・安心を支える「日本一健康な土づくり」やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践等による有機・特別栽培など環境にやさしい農業の推進
- (2) GAP（農業生産工程管理）手法やトレーサビリティなど消費者視点に応える生産・販売活動の推進
- (3) 農薬の適正使用を基本とした安全・安心な農産物の生産拡大
- (4) 地球温暖化に対応した品種や品目、生産安定技術の導入
- (5) 食品表示の適正化などによる信頼性の確保

### 4 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化

本県の優れた農山漁村文化の発信や都市住民等との交流等を促進し、農山漁村地域の振興を図る。

- (1) 優れた食文化や伝統芸能などの地域資源の再発見と情報発信
- (2) あおもりの魅力を生かした都市住民との交流促進（あもりツーリズム）及び受入体制の整備
- (3) 地域の特長を生かした観光農業等の促進
- (4) 顔の見える地産地消の推進
- (5) 農山漁村の多面的機能の維持・増進に向けた環境整備の推進
- (6) 農産物の安定生産に向けた鳥獣被害の防止
- (7) 遊休農地の有効利用に向けた取組強化
- (8) 食農教育やCSR活動に取り組む農業者等への支援と地域システムづくり





## 2 普及指導員の配置

- (1) 地域県民局地域農林水産部農業普及振興室に配置する普及指導員  
地域農業の動向や課題に応じて、地域において必要とされる専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮して、適正配置に努める。
- (2) 普及指導員の計画的な養成・確保  
新採用者等を農業普及振興室に配置し、普及指導員の監督の下に実践を通じて課題解決能力の向上を図るとともに、集合研修を通じて基礎的な知識、専門的な技術、普及活動手法を習得させるなど、普及指導員の計画的な養成・確保に努める。
- (3) 農林水産政策課に配置する普及指導員  
普及指導活動に関する総合的な企画調整、県庁各課・試験研究機関との調整、新技術等の現地組立実証、普及活動手法の開発・活用、普及指導員の研修計画の作成と実施、及び地域課題解決に関する普及指導員の支援等の業務を担う専門普及指導員を配置する。
- (4) 営農大学校に配置する普及指導員  
農業者研修教育施設である営農大学校には、農業後継者の育成や栽培技術、経営管理、農業機械指導等にも精通した普及指導員を配置する。

## 3 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間は、農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動を行うことにより、地域農業の持続的な発展や農家の経営改善が十分に図られるよう、一定期間継続して従事できるよう配慮する。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 研修の基本的考え方

普及指導員に求められる高度・先進的な技術指導能力及び地域農業の課題解決能力を強化するため、国及び県段階の研修等を効果的に組み合わせ、普及指導員の資質向上を図る。研修に当たっては、普及指導員個々の能力や研修に対するニーズを把握しながら、解決すべき課題等に応じて受講させることを基本とし、常に農業者の高度で多様なニーズに応えうる普及指導員を体系的に育成することを目標とする。

### 2 研修の計画的な実施

普及指導員の資質向上を計画的に進めるため、農林水産政策課長が毎年度「普及指導員研修実施要領」を定めるとともに、アンケート調査等による研修評価を反映させて研修計画の充実に努めるなど、効果的かつ効率的な研修体制を構築する。

### 3 研修の内容

#### (1) 実践指導力の強化に関する研修

普及指導活動経験の少ない新任普及指導員等の実践指導力の向上を図るため、普及事業の概要及び農政課題、普及指導活動手法、専門分野に関する基礎的知識及び技術、農業経営の基礎的な知識等に関する研修を受講させるとともに、職場内でトレーナーを定めて実施するOJT研修を充実させる。

#### (2) 専門指導力の強化に関する研修

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

#### (3) 総合指導力の強化に関する研修

農業・農村の6次産業化や地域営農の企業化など総合的な課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

#### (4) 企画・運営能力の強化に関する研修

普及組織の総合力を発揮するための組織運営と活動強化、普及指導員研修の効果的な実施、普及指導活動の企画調整・進行管理を効果的に進めるため、国で実施する研修を受講させる。

### 4 研修の方法

研修に当たっては、集合研修による講義や討議、演習のほか、新任の普及指導員等に対するOJT、先進的な農業者や大学、試験研究機関、民間企業への派遣研修、eラーニング等を組み合わせて実施する。

### 5 調査研究活動及び研究会活動の実施

普及指導計画の目標達成や次年度以降の課題設定につなげるため、調査研究を行う。また、普及指導員の相互研鑽の場として専門項目ごとの研究会活動を実施し、普及指導活動の高度化を図る。

### 6 人事交流の促進

高度・先進技術の指導や地域農業の課題解決能力を身につけるとともに、加工、流通・販売や農政課題等、幅広い視点に立った普及指導が展開できるような普及指導員を確保する観点から、農業行政機関及び研修教育機関等との計画的な人事交流を積極的に実施し、総合的な指導力の維持、向上に努める。

### 7 普及指導手当の適切な運用

普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、普及指導員手当を適切に運用するよう努める。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の対象は、早期に普及指導活動の成果を確保し、その成果を迅速に地域に波及させる観点から、モデル的な役割が期待でき、改善意欲の高い集落、組織、経営体などに重点化する。

普及指導活動については、地域の特性に応じて、農業の技術革新に向けた取組を支援する活動並びに地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を図る活動、重要課題解決のための体制づくりに重点化する。

### 2 普及指導計画の作成と計画的な普及指導活動の展開

#### (1) 普及指導計画の作成

地域農林水産部長は、青森県協同農業普及事業の実施に関する方針に基づき、管内における普及指導活動の課題を効果的かつ効率的に推進するため、協同農業普及事業において取り組むべき課題を設定するとともに、その課題解決を図るための普及指導計画を毎年度作成する。

普及指導計画の種類は、「攻めの農林水産業」推進地方本部行動計画と連動した「モデル育成計画」と「重点普及指導計画」のほか、「一般普及指導計画」で構成する。

モデル育成計画：特定の集団等の先進的な取組や重要課題解決への取組を支援し、成果を周辺地域等へ波及させる。

重点普及指導計画：関係機関・団体等と連携した普及指導活動により、これまでの成果を周辺地域等に波及させる。

一般普及指導計画：モデル育成計画、重点普及指導計画以外の特定の対象に対する課題解決等を支援する。

#### (2) 計画的な普及指導活動の実施

普及指導活動に当たっては、農業普及振興室長、副室長が中心となって、定期的に進捗状況の共有化や活動方法の検討を行うなど、十分な進行管理の下に計画的に実施する。

#### (3) 普及指導活動の評価

普及指導計画に基づく普及指導活動の状況について、効果的な普及指導活動の改善に資するため、活動記録を基にした客観的な評価を毎年度実施するとともに、次年度の普及指導活動に反映させる。

### 3 普及指導員の活動方法

#### (1) 普及指導員の活動

普及指導員は、専門分野に関する高度な技術及び専門的知識を基に、組織的に普及指導活動を行うとともに、集団・集落のリーダーや地域の関係機関等と合意形成を図り、それぞれの役割分担を明確にして課題解決に当たるなど、地

域におけるコーディネートを発揮し、総合的に支援する。

また、地域の課題解決や自らの資質向上に役立てるため、専門項目に関する調査研究を行う。

#### (2) 専門普及指導員の活動

農林水産政策課に配置する専門普及指導員は、効果的な普及指導活動方法や研修方法・評価、専門項目に関する調査研究等を行うとともに、技術・現地情報等の集積・発信、行政との一体的業務、試験研究機関との連携・協力、普及指導員の資質向上に係る活動を行う。

### 4 市町村、農業協同組合等との連携

#### (1) 市町村、農業協同組合との連携

普及指導計画と市町村や農業協同組合の地域農業振興計画等との整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

また、農業協同組合との連携に当たっては、地域営農の企業化など、連携を強化して取り組む事項を明確にするとともに、農協組合員を対象に定例的に開催する栽培講習会等については、農協営農指導員が主体的に実施するなど、役割分担を図る。

#### (2) 各種協議会等の活用

##### ①農業改良普及推進協議会

地域農林水産部段階の市町村、農業協同組合等の関係機関・団体、地域の先進的農業者等で構成する「攻めの農林水産業」推進地方本部会議を農業改良普及推進協議会として位置づけ、普及指導活動の推進に関する事項について協議し、効率的・効果的な普及指導活動の改善に資する。

##### ②その他協議会

認定農業者や集落営農組織等担い手の育成・確保が求められていることから、地域の「担い手育成総合支援協議会」や「水田農業推進協議会」等の活動に参画しながら、担い手への技術・営農支援を集中的に実施する。

### 5 試験研究機関、研修教育との一体的な取組の強化

#### (1) 試験研究機関との連携

試験研究機関とのプロジェクトチームで実施する現地組立実証や研究成果情報の共有化等により、試験研究機関で開発された技術の活用を促進するとともに、生産現場の技術ニーズや技術的課題を試験研究機関に情報発信するなど、試験研究機関と密接な連携を図る。

#### (2) 研修教育との連携

普及指導員は営農大学校と密接に連携し、地域における学卒者や新規参入者の入校勧誘、在校中の現地実習の実施、卒業後の農業者の発展段階に応じた支援、就農希望者に対する研修への誘導等により、多様な農業を担うべき者の育成に努める。

## 6 民間との連携及び役割分担

- (1) 税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT、知的財産等については、普及指導員が専門家と農業者との橋渡し役となり、県や団体が設置している人材バンク等に登録されている民間専門家や大学の教官等を積極的に活用するなど、産学官連携を強化する。
- (2) 新技術の現地組立実証、農業青年の育成、農産物の加工・直売、販売促進活動等については、農業経営士やVIC・ウーマン等先進的農業者や普及指導員OBの活用のほか、関係する民間企業等との連携を促進する。

## 7 研修教育の充実強化

営農大学校については、営農大学校機能強化アクションプログラムに基づき、大学との連携などにより農業・農村の6次産業化に対応した研修内容の充実強化を図るとともに、一般の農業者を対象として農業者の発展段階に応じた研修を拡充する。

また、就農意欲がある農村青少年等を確保するため、普及指導員及び営農大学校は、農業高等学校の生徒等に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと農村青少年クラブ等との交流の促進等の支援を行う。

農村青少年クラブ員に対しては、自主的な研究活動等を支援することにより、地域をリードしていける農業者に育成する。

## 8 行政施策の活用

### (1) 行政施策の活用と提案

ア 技術の専門家集団である普及組織の機能を十分に生かしつつ、個別経営体の経営改善や地域農業の課題解決を支援していくため、補助事業や制度資金等の行政施策を普及指導活動の有効な手段として積極的に活用する。

イ 特に、農業改良資金については、担い手の創意工夫による新たな取組へのチャレンジを支援することにより、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減により収益性の向上が期待できることから、金融機関と連携を図りながら、経営改善支援を行うための手段として活用する。

ウ 現場のニーズに合わせた既存事業の改正や地域のニーズに応じた新規事業の創設といった施策提案機能を強化する。

### (2) 情報活動の強化

ア 普及活動により得られた現地実証技術や現地優良事例に加え、大学や県内外の試験研究機関で開発された高度・新技術情報及び普及情報ネットワーク（EK-SYSTEM）を活用した現地事例情報等、農業者の経営革新に必要な情報の集積に努める。

イ 農業者や関係機関に対して、技術情報をはじめとする有益な情報を迅速かつ効率的に提供するため、アップルネット（青森県農業情報サービスネットワーク）やホームページ等を積極的に活用する。

ウ 知的財産権など保護が必要な情報については、関係例規に基づき情報の適切

な管理に努め、意図しない情報流出に留意する。

## **第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項**

### **1 都道府県間の連携の強化**

鳥獣害対策や有機農業、地球温暖化対策など全国的な対応が必要な課題に対して、普及指導員の効果的な活動を確保するため、都道府県間の情報共有や技術協力を努める。

### **2 他産業に関する指導機関との連携**

地域の多様な資源を活用し農業・農村の6次産業化を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携に努める。

### **3 農業に関する教育への協力**

農業体験学習等食農教育に取り組む教育機関、市町村、農業協同組合等に対して、情報提供、相談活動等の協力を行う。